

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
林地開発の許可基準 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定に基づき知事が行う開発行為の許可に係る高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「条例」という。）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。 また、条例第6条の標準処理期間は、<u>90</u>日とする。ただし、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に規定する県の休日及び申請書類の補正等に要する日数は、標準処理期間に含めない。 第1 手続上の要件（森林法施行規則第4条関係） 森林法施行規則第4条（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。 1 （略） 2 開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。 <u>「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得</u>	林地開発の許可基準 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定に基づき知事が行う開発行為の許可に係る高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「条例」という。）第5条第1項の審査基準は、次のとおりとする。 また、条例第6条の標準処理期間は、<u>80</u>日とする。ただし、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に規定する県の休日及び申請書類の補正等に要する日数は、標準処理期間に含めない。 第1 手続上の要件（森林法施行規則第4条関係） 森林法施行規則第4条（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。 1 （略） 2 開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
<u>ることができる」と認められる場合を指すものとする。</u> 3 (略) 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。<u>防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認するものとする。</u> 第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1 (略) 2 切土、盛土又は捨土 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法(のり)面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法(のり)面を生ずるときはその法(のり)面の勾配が地質、土質、法(のり)面の高さからみて崩壊のおそれのない	3 (略) 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。 第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1 (略) 2 切土、盛土又は捨土 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法(のり)面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法(のり)面を生ずるときはその法(のり)面の勾配が地質、土質、法(のり)面の高さからみて崩壊のおそれのない

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
ものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられること。 (1) 工法等は、次によるものであること。 ア (略) イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締固め</u>が行われるものであること。 ウ・エ (略) (2) (略) (3) 盛土は、次によるものであること。 ア (略) イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに<u>締固め</u>を行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 ウ (略) エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の<u>入替え</u>、埋設工の施行、地下排水溝等の排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 オ～キ (略) (4) (略) 3 (略)	ものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられること。 (1) 工法等は、次によるものであること。 ア (略) イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分<u>締め固め</u>が行われるものであること。 ウ・エ (略) (2) (略) (3) 盛土は、次によるものであること。 ア (略) イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに<u>締め固め</u>を行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 ウ (略) エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の<u>入れ替え</u>、埋設工の施行、地下排水溝等の排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 オ～キ (略) (4) (略) 3 (略)

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
4 法(のり)面保護の措置 切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法(のり)面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。 (1) (略) (2) 表面水、湧水、溪流等により法(のり)面が侵食され、<u>レ</u>又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。 5 (略) 6 (略) (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。 (ア) (略) (イ) 前式の適用に当たっては、次によるものであること。 a～c (略) <u>d (削除)</u>	4 法(のり)面保護の措置 切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法(のり)面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。 (1) (略) (2) 表面水、湧水、溪流等により法(のり)面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。 5 (略) 6 (略) (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。 (ア) (略) (イ) 前式の適用に当たっては、次によるものであること。 a～c (略) d 開発行為の目的別の標準的な流出係数は、宅地

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
表 3・4 (略) イ・ウ (略) 7～9 (略) 10 仮設<u>の</u>防災施設<u>等</u>の設置等 開発行為の施行に<u>おいて、防災施設等のうち</u>、災害の防止のために必要な<u>排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のもの</u>を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかに<u>されており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。</u> 11 防災施設<u>等</u>の維持管理 <u>(1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u> 12 <u>都市計画法等の基準の適合判断</u>	0.9、採石地0.9、ゴルフ場0.8、農用地0.7、森林0.6として差し支えない。 表 3・4 (略) イ・ウ (略) 7～9 (略) 10 仮設防災施設の設置等 開発行為の施行に<u>当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じるものとする。</u> 11 防災施設の維持管理 開発行為の完了後においても<u>整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。</u> (新設)

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
<u>第2の1から11までにかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに都道府県知事が第2の1から11までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。</u> 第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係） 1～7 （略） 8 <u>仮設の洪水調節池等の設置等</u> 開発行為の施行に<u>おいて、防災施設等のうち</u>、水害の防止のために必要な洪水調節池等<u>であって、仮設のもの</u>を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が<u>明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合に準じて行われていること。</u> 9 <u>洪水調節池等の維持管理</u> <u>（1） 開発行為の施行中において、設置した洪水調節池</u>	第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係） 1～7 （略） 8 開発行為の施行に<u>当たって</u>、水害の防止のために必要な洪水調節池等について<u>仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うものとする。</u> 9 <u>開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の</u>

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
<u>等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調節池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u> <u>10 都市計画法の基準の適合判断</u> <u>第3の1から9までにかかわらず、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに都道府県知事が第3の1から9までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。</u> 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関係） 1・2 （略） <u>3 仮設の貯水池等の設置等</u> <u>開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等の施設であって、仮設のものを設</u>	<u>完了後の維持管理方法について明らかであること。</u> <u>(新設)</u> 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関係） 1・2 （略） <u>(新設)</u>

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
<u>置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。</u> <u>4 貯水池等の維持管理</u> <u>(1) 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u> 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係） 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）<u>において、</u>開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残	(新設) 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係） 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
置し、若しくは造成する <u>相当面積の</u> 森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。 （１）～（５） （略） ２・３ （略） 第６ その他配慮事項 １ （略） ２ 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為 （１） （略） （２） 住民説明会の実施について 高知県が策定 <u>している「</u>太陽光発電施設の設置・運営等に <u>関する</u>ガイドライン」<u>」</u>に基づき地域住民に十分な説明を行うよう努めること。 附則 第１ 施行期日 この基準は、平成14年４月１日から施行する。	の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。 （１）～（５） （略） ２・３ （略） 第６ その他配慮事項 １ （略） ２ 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為 （１） （略） （２） 住民説明会の実施について 高知県が平成28年３月に策定した太陽光発電施設の設置・運営等に係るガイドラインに基づき地域住民に十分な説明を行うよう努めること。 附則 第１ 施行期日 この基準は、平成14年４月１日から施行する。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。 附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 経過措置 施行日以前に申請又は届出がなされたものについては、なお従前の例による。 <u>附則</u> <u>第 1 施行期日</u> <u>この基準は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>第 2 経過措置</u> <u>施行日以前に申請又は届出がなされたものについては、なお従前の例による。</u>	附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。 附則 第 1 施行期日 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 <u>第 2 経過措置</u> <u>施行日以前に申請又は届出がなされたものについては、なお従前の例による。</u>

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
別記1 洪水調節池等の設置に係る計画例 (略)	別記1 洪水調節池等の設置に係る計画例 (略)

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
別記 2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等			別記 2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等		
開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。	別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30メートル以上の残置森	スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30メートル以上の残置森

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇所当たりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。			林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇所当たりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率おおむね40パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。	ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率おおむね40パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率おおむね40パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント	宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率おおむね40パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。			以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電設備の設置	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、</u> 森林率はおおむね25パーセント（残置森林	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部につい	太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
	率はおおむね 15 パーセント) 以上とする。 <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u>	ては、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林 <u>(ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上の場合、4 のとおり全て残置森林)</u> を配置する。 <u>3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上 40 ヘクタール</u>			合は原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林 (おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林) を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		<u>未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。</u> <u>4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようにおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る</u>			残置森林又は造成森林を配置する。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		<u>森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。</u>			
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メ	工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メ

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		一トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。			一トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。（緑地を含む）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その	住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。（緑地を含む）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。			間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法(のり)面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。	土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法(のり)面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
(注) 1 ～ 3 (略)			(注) 1 ～ 3 (略)		
<u>4</u> レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認めら			5 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認めら		

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
れる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。 <u>5 太陽光発電設備の設置に係る「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。</u> 6～8（略）	れる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。 （新設） 6～8（略）

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
別記 3 保安林を 5 ヘクタール以上開発転用あるいは事業区域内に保安林が 10 パーセント以上含まれる場合			別記 3 保安林を 5 ヘクタール以上開発転用あるいは事業区域内に保安林が 10 パーセント以上含まれる場合		
事業等の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	事業等の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とする。 3 1 区画内の建物敷の面積はおおむね 200 平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は 1 区画の面積のおおむね 20 パーセント以下とする。	別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とする。 3 1 区画内の建物敷の面積はおおむね 200 平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は 1 区画の面積のおおむね 20 パーセント以下とする。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。			4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所当たりおおむね 5ヘクタール以下とする。	スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所当たりおおむね 5ヘクタール以下とする。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下とする。			また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね 60 パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 40 メートル	ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね 60 パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 40 メートル

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		ル以上) を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 40 メートル以上) を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ 18ホール当たりおおむね 150 万立方メートル以下とする。			ル以上) を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 40 メートル以上) を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ 18ホール当たりおおむね 150 万立方メートル以下とする。
宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント	宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。			以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
太陽光発電設備の設置	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、</u> 森林率はおおむね35パーセント <u>(残置森林率は</u>	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部につい	太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね35パーセント以上。残置森林率はおおむね25パーセント以上。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
おおむね25パーセント)以上とする。 <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合、残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。</u> <u>3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満</u>	は原則として周辺部におおむね幅50メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね50メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		<u>の場合は、原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね50メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。</u> <u>4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようにおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る</u>			林又は造成森林を配置する。

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		<u>森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。</u>			
工場、事業場の設置	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メー	工場、事業場の設置	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メー

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。			トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね30パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50	住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね30パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メー

林地開発の許可基準 新旧対照表

新			旧		
		メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。			メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法(のり)面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。	土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法(のり)面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
(注) 1 ～ 4 (略)			(注) 1 ～ 4 (略)		
5 <u>太陽光発電設備の設置に係る「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。</u>			(新設)		
<u>6</u> 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所			5 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所		

林地開発の許可基準 新旧対照表

新	旧
所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。 <u>7</u> 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。 (1) 公園・緑地・広場 (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン (3) 緑地帯、緑道 (4) 法面緑地 (5) その他上記に類するもの <u>8</u> 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。	所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。 6 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。 (1) 公園・緑地・広場 (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン (3) 緑地帯、緑道 (4) 法面緑地 (5) その他上記に類するもの 7 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設地を含む区域をいう。